

第一種フロン類充填回収業登録等通知書

産指第 102-136 号
令和 5 年 11 月 1 日

株式会社金光商店
代表取締役 金光 昌宏 様

大阪府知事 吉村 洋文



令和 5 年 10 月 18 日付けで申請のあった第一種フロン類充填回収業に係る登録については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり登録をしたので、同条第 2 項の規定により通知します。

登録番号	知事（登一回）第 4635 号
登録年月日	令和 5 年 11 月 1 日
登録の有効期間の満了年月日	令和 10 年 10 月 31 日
回収の対象とする第一種特定製品の種類	エアコンディショナー（フロン類充填量 50kg 未満） 冷蔵機器・冷凍機器（フロン類充填量 50kg 未満） フロン類充填量が 50kg 以上の第一種特定製品
回収しようとするフロン類の種類	CFC HCFC HFC

備考：①登録の変更の場合にあつては、変更後の登録内容を記載しています。

②フロン類充填回収業を行う事業所の名称及び所在地

株式会社金光商店 羽曳野市西浦 1 2 4 0 - 2